

株主総会資料 書面交付請求 申出書

株式会社 S B I 証券 御中

貴社で保有する上場株式の全部又は一部につき、株主総会資料を書面で受領するため、会社法第325条の5第1項に基づく書面交付請求の取次ぎの申出を、下記のとおり行います。

記

◆太枠内にご記入ください。

申出日	西暦	年	月	日	
部店コード			口座番号		
(フリガナ)					
お名前					
郵便番号		-	電話番号		-
ご住所					
加入者口座コード					
機構加入者コード					

※ 「加入者口座コード」「機構加入者コード」は S B I 証券記入欄です。記入せずご提出ください。

当社で保有する銘柄のうち、書面交付請求を申し出るものについて、以下に当該銘柄の銘柄コード、銘柄名をご記入ください。

銘柄コード	銘柄名

【ご留意事項】

- 株主総会資料の書面の請求について当社でお手続きできるのは、お客様が当社で保有している銘柄のみとなります。当社で保有されておらず他社でのみ保有されている銘柄につきましては、その銘柄を保有している証券会社またはその銘柄の株主名簿管理人にご連絡ください。
- 当社を通じて本手続きを行う場合、取次手数料として別紙「契約締結前交付書面集 別紙「手数料一覧」(コース共通)」に記載の手数料を1銘柄ごとに頂戴いたします。
- 同じ銘柄を、複数の証券会社で保有している場合、いずれかの証券会社にお申し出いただくことでお手続きは完了いたしますが、同じ銘柄について重複して申し出を行うとその分手数料がかかる場合がございます。
- 本手続きは、資料を書面で受領しようとする株主総会の基準日までに行っていただく必要があり、その日を過ぎてのお申出につきましては、その次の株主総会の資料に関する書面交付請求となりますのでご注意ください。
- お客様がこの申出の後から基準日までの間に、その銘柄を全て売却した場合には、改めてお手続きが必要な場合がございます。
- 書面交付請求は、発行会社から株主に対する「株主総会資料等の書面の交付を終了する旨の通知」(催告)により失効する場合があります。継続して書面を受け取りたいときは、当該通知に対して発行体にご連絡いただく必要がございます。詳しくは発行会社(株主名簿管理人)にご確認ください。
- お客様が前回の株主総会等の基準日から引き続きその銘柄をお持ちの場合には、株主名簿管理人に対して書面交付請求の手続きを行うことも可能となっております。

【社用欄】

契約締結前交付書面集 別紙「手数料一覧」(コース共通)

株式会社 S B I 証券

《その他の費用》

サービス		費用等
株主事務関係	株主総会資料の書面交付請求	1銘柄につき500円(税込550円)

※ 契約締結前交付書面集については、当社WEBサイトログイン後のホームTOP > サービス案内：「関連ページ」枠内の「契約締結前交付書面一覧(最新版)」からご確認いただけます。

以上

(2022年12月)

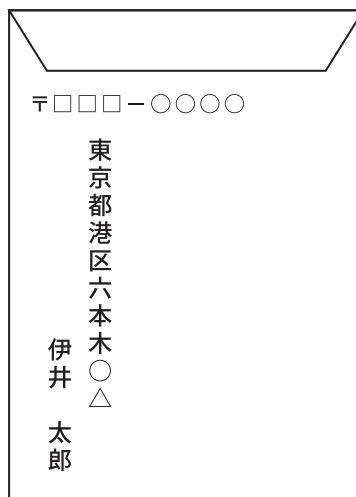
ご使用方法

- ① サイズは変更せずこのままのサイズで、白色の用紙に印刷してください。
- ② 点線に沿って切り取り、**定形封筒**に貼り付けてご使用ください。
(のり付けする際は、剥がれないように貼り付けてください。)
- ③ 封筒の裏面に、お客様の住所、氏名をご記入ください。
- ④ **切手を貼る必要はございません。**

定型封筒表面



定型封筒裏面



点線に沿って切り取り、定型封筒に貼り付けてください。



きりとり線 ✂

